



全国保健師長会 ニュース

令和5年5月運営会議発行

No. 1

令和5年度 第1回理事会

令和5年4月22日（土）に、第1回理事会を会場およびZoomでのハイブリッド会議で開催いたしました。

1 開会（会長あいさつ）

今年は早い桜の開花となり、新年度もめまぐるしい動きに翻弄されていることと思います。本日は令和5年度全国保健師長会第1回理事会に御参加くださりまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の経験をもとに感染症法、地域保健法の改正が行われ、4月21日には内閣感染症危機管理統括庁の新設も決まったところでございます。このように次の感染症のアウトブレイクへの対応に向けて動き始めました。

新たな各種計画策定に向けても次々と通知が出され、情報収集し整理しながら、健康課題に立ち向かっていけるよう知恵を出し合いながら頑張っておられることと思います。

全国保健師長会という組織を通じましてお互いつながり合い、保健師のリーダーが一致団結して課題に向かっていくことが非常に重要だと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

2 議事

（1）活動体系図および今年度の重要課題について

令和5年度の活動テーマである“変わりゆく地域の健康課題に対峙する公衆衛生看護活動の展開”～「誰ひとり取り残されない」保健師活動の転換期を仲間とともに乗り越える～について説明があり、全国保健師長会の活動体系をもとに、最重点活動目標、調査事業、各会議や理事会、各種活動の位置づけ等が確認されました。



(2) 役員名簿および役員の役割分担について

令和5年度は、政令指定都市・中核市・特別区部会は西本副会長、市町村部会は河西副会長、都道府県部会は前田副会長が担当します。

(3) 年間計画について

運営会議、常任理事会、拡大常任理事会、理事会、代議員総会の日程等の確認がありました。

(4) 全国保健師長会総会について

令和5年度代議員総会は、11月18日(土)長野県においてハイブリット形式で行われる予定です。

(5) 国への要望(案)について

令和6年度に向けた国の要望事項について、重点要望3項目、施策別要望9項目について、変更点を中心に事務局案の説明がありました。今後、関係省庁と調整を図り、5月末には国に要望書を提出する予定です。

(6) 調査研究事業について

全国保健師長会(独自)調査研究事業に、東京都から「健康危機管理において統括保健師に必要とされる技術の明確化」、大阪府から「保健所の企画・調整業務を担う保健師に求められる能力とその向上のための取組」のテーマでそれぞれ応募がありました。

(7) 令和4年度地域保健総合推進事業について

地域保健総合推進事業に、「健康危機管理における保健活動を推進する統括保健師間ネットワーク構築に関する調査事業」のテーマで申請中です。

(8) 令和4年度地域保健総合推進事業の続報について

令和4年9月～10月に実施された「自治体における新規採用保健師の人材育成に係る実態及び体系的な研修体制の構築に係る調査」の結果が報告されました。

(9) ブロック研修会について

開催期間は、原則として令和5年7月～9月頃とし、活動テーマを踏まえた研修の企画・運営をお願いします。

(10) 活動費の取り扱いについて

会費納入と名簿送付は6月末までに、各部会、委員会、ブロック活動における活動計画、予算執行計画の提出は6月末までをお願いします。

(11) その他

- ・Zoomアカウントについては、1か月前までにメールにて事務局宛てに申込書を送りください。

講演会報告

理事会終了後に次のとおり講演会が開催されました。

講演会資料及び動画については、ホームページに掲載していますので御参照ください。

「地域保健をめぐる国の動きと保健師リーダーに期待すること」、

講師 厚生労働省健康局保健指導室室長 五十嵐 久美子 氏



(1) 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域における健康危機管理の体制整備

感染症法の改正により、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市、特別区等による連携協議会の創設がおこなわれるとともに、地域保健法の改正により、保健所業務を支援する I H E A T や専門的な調査研究、試験検査等のための体制整備が法定化された。

さらに、令和5年3月には、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」について、「広域的な感染症のまん延に対応するための国・都道府県・保健所設置自治体の役割の明確化」や「健康危機に備えた計画的な体制整備の推進」に向けた改正が行われた。

健康危機管理体制の確保のためには、総合的なマネジメントを担う統括保健師を保健所にも配置していくことが重要となる。各自治体において統括保健師の役割を事務分掌に明確に位置づけ、必要な部署への配置を推進いただきたい。

(2) 国民健康づくり運動

令和6年度から、第5次国民健康づくり～健康日本21（第三次）のプラン策が開始される。健康寿命については、平均寿命の増加分を上回る増加がみられている一方、一部の性・年齢階級では悪化している指標も見られている。また、基本的な法制度の整備や枠組みの構築、保健者や企業等の多様な主体による健康づくり、データヘルス・ICT利活用、社会環境整備、ナッジ・インセンティブの導入など、一定成果が見られているが、今後、予測される社会変化への対応が求められている。

医療費適正計画と連動して、令和6年度から開始となる第4期特定保健健診・特定保健指導の見直しも行われ、今後はさらに成果が重視されることになり、保健指導の質向上が求められる。当面、プロセス評価にもポイントが加算されるが、その場合も継続的な取組が求められる。

(3) 保健師活動領域調査

令和4年度の保健師活動領域調査の結果、自治体で働く保健師数は年々増加しており、これまで最高の約3万8千人となっている。

所属区分別、年齢階級別、活動状況等についてデータをまとめているが、組織編成の参考にしたという自治体もあるため、積極的に活用いただきたい。

「保健師の役割と母子保健行政の動向」

講師 こども家庭庁成育局母子保健課

母子保健指導専門官 内田 愛子 氏

(1) こども家庭庁の概要

こども政策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が設立された。

主にこどもの福祉・保健等を目的とするものが厚生労働省より移管され、教育に関しては文部科学省と密接に連携することとしている。



(2) 母子保健行政の動向

【成育医療等基本方針の変更】

成育基本法に基づく成育医療等基本方針の変更が令和5年3月に閣議決定された。健やか親子21については、今般、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

【子育て世代包括支援センター】

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立意義や機能は維持した上で組織を見直し、令和6年4月より「こども家庭センター」の設置に努めることとされている。引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をお願いしたい。

【母子健康手帳】

令和5年4月より新たな母子健康手帳の交付が始まっているところ。今後、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていく方向性となっている。

【妊婦健康診査事業】

妊婦健診の調査結果を踏まえ、自治体宛てに妊婦の自己負担が発生しないよう公費負担の推進、検査項目・回数・費用等の情報提供、集合契約の導入、電子申請による償還払い等の利便性の向上等について依頼しており、引き続きご対応いただきたい。

【産後ケア事業】

令和5年度予算では、必要とする全ての産婦が産後ケア事業を利用できるよう、利用者の所得の状況に関わらず、利用料の減免支援を導入することとしている。

令和4年度に実施した「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究」を踏まえ、体制整備のための事例集を作成したので御参照いただきたい。

(作成：広報委員会)

公衆衛生看護活動に有益な **最新** 情報を配信中! **全国保健師長会ホームページ** <http://www.nacphn.jp/index.html>

※全国保健師長会ニュースは、ホームページの「こんな活動をしています」 - 「理事会・拡大常任委員会・常任理事会報告」のページに掲載しています。